

選定支援システム掲載審査基準

(目的)

第1条 この基準は、選定支援システム掲載審査会（以下「審査会」という。）の審査に際して、必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準は、選定支援システム掲載審査会設置運営要領第6条の審査基準とする。

第3条 削除

(非掲載基準)

第4条 次の各号の一に該当するときは、名簿に掲載することができない。

- (1) 過去の業務に関し、神戸市すまいの安心支援センター及び関係行政機関に、複数または継続的に苦情相談の事実があるとき（申請者にその責がないことが明らかな場合を除く。）
- (2) 神戸住環境整備公社すまいまちづくり人材等活用事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第8条第13号ただし書及び第8条の3第2項第1号ただし書の規定に該当し、その違反の内容が名簿に掲載不適当と認められるとき。なお、審査会で非掲載の期間を審査するものとし、期間は原則2年以下とする。
- (3) 過去5年間の完了実績において確認済証の交付を受けた業務のうち、検査済証の交付を受けていない業務があるとき（申請者にその責がないことが明らかな場合を除く。）

附 則

この基準は、平成15年2月13日から施行する。ただし、当施行日における掲載事務所等については、第4条並びに第5条第二号の定めに関し、その施行を平成15年6月17日とする。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年8月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年5月11日から施行する。